

国内募集型企画旅行（周遊ツアー）取引条件説明書面

（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）

（旅行業法第12条の5による契約書面）

令和3年4月1日発行

お客様控

お客様名：

様

提出日： 年 月 日

長野県知事登録旅行業2-286号

株式会社 トーラベルプラザ

契約前に必ずお読みください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は（株）トーラベルプラザ（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立
- (1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社ら」といいます。）にて当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項（3）に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預りしている申込金を全額払い戻します。

| 旅行代金の額 | 申込金（おひとり） |
|---------------------|------------|
| 20,000円未満 | 5,000円以上 |
| 20,000円以上50,000円未満 | 10,000円以上 |
| 50,000円以上100,000円未満 | 20,000円以上 |
| 100,000円以上 | 旅行代金の20%以上 |

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローテンションの場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第6項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないとときは、当社はお申込みはみはなしたものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承認し、本項（1）の申込金を受領したときに成立するものとします。
- 但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。
- (4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には必ずお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲にてこれに応じます。
- (5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 団体・グループ契約

- ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項（6）の²～⁵の規程を適用します。
- ②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下、「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いは、当該契約責任者との間で行います。
- ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. 申込条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。
- (2) 特約のお客様層を対象とした旅行はあるが、これは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者・介助者の同行などを条件とさせていただくが、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくが、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。
- (6) お客様の都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。
4. 契約書面及び確定書面（最終旅行日程表）
- (1) 当社は第2項（3）に定める契約の成立後やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします

契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

- (2) 本項（1）の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降のお申込みに際しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。
- (3) 第2項（3）に定めた契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
- (4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項（1）の契約書面に記載するところによります。ただし、本項（2）の確定書面（最終旅行日程表）を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日（以下「基準日」といいます。）よりも前にお支払いいただけます。
- (2) 基準日以前にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただけます。

6. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第12項（1）の「取消料」、第13項（1）の「違約料」、および第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
7. 旅行代金に含まれるもの
- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途示す場合を除き普通席となります。）、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税。サービス料、空港施設使用料等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記（1）～（3）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくて払戻しはいたしません。
8. 旅行代金に含まれないもの
- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途示す場合を除き普通席となります。）、宿泊費、食事料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税。サービス料、空港施設使用料等。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記（1）～（3）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくて払戻しはいたしません。

9. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が閲し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。
10. 旅行代金の額の変更
- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料（お一人様につき1080円）とともに当社に提出していただけます。
- 費用を請求する場合があります。)
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。
12. お客様による旅行契約の解除
- (1) 旅行開始前
- ①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただけます。
- ②旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。
13. 旅行開始後
- ①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除する場合は、お客様の権利放棄とみなす、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様のご都合でご出発、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項（1）の①の取消料が適用されます。
- ③お客様はご都合で掲げる場合は、お申込みの営業所で所定の払い戻しをいたしません。
- ④宿泊のみのご予約にて同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日（第1日目）のみ取消料の対象となります。
- 表) 取消料（宿泊のみご予約になった場合）
- | 旅行契約の解除日 | 取消料（おひとり） |
|-----------------------------|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって | 右記日帰り旅行以外 |
| ①21日前に当たる日以前の解除 | 無 料 |
| ②20日前に当たる日以降の解除 (③～⑦を除く) | 旅行代金の20% |
| ③10日前に当たる日以降の解除 (④～⑦を除く) | 旅行代金の20% |
| ④5日前に当たる日以降の解除 (⑤～⑦を除く) | 旅行代金の30% |
| ⑤旅行開始前の解除 | 旅行代金の40% |
| ⑥当日の解除 (⑦を除く) | 旅行代金の50% |
| ⑦旅行開始後の解除 または無運送不参加 | 旅行代金の100% |
- 【宿泊のみご予約になった場合】
- 予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについていては、宿泊日から1ヶ月以内にお申しください。
- 宿泊当日、券面人が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただきます。この場合、お申込みの営業所で所定の払い戻しをいたしません。
- 宿泊のみのご予約にて同一宿泊施設を連泊でご予約の場合、初日（第1日目）のみ取消料の対象となります。
- 表) 取消料（宿泊のみご予約になった場合）
- | 旅行開始の解除日 | 取消料（当日前日
または無運送不参加） | 2～4
[3日前] 5日前 | 6～7
[7日前] | 8～
[8日前] |
|----------|------------------------|------------------|--------------|-------------|
| 1～14名 | 100% | 50% | 20% | 無料 |
| 15～30名 | 100% | 50% | 20% | 無料 |
| 31名以上 | 100% | 50% | 30% | 10% |
- 注1 特定期間・特定コース・宿泊施設についての取消料は、別途パンフレットに定めるところによります。
- 注2 本項（1）の①の「旅行代金」とは第6項（3）の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- ②お客様のご都合でご出発、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項（1）の①の取消料が適用されます。
- ③お客様はご都合で掲げる場合は、お申込みの営業所で所定の払い戻しをいたしません。
- ア 第9項に基づき契約内容が変更されたときは、だしだしの変更が第19項の表左欄に掲げるものの、その他の重要なものである限りに限ります。
- イ 第10項（1）の規定に基づいて旅行代金が増額されたときは、天災地変、戦乱、騒動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- エ 当社はお客様に連絡し、旅行の実施が不可能となったとき。
- オ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ④当社は、本項（1）の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用料の差額に変更する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- ⑤当社は本項（1）の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の金額を払い戻します。
- ⑥当社は、本項（1）の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金（又は申込金）の金額を払い戻します。
- ⑦旅行開始後
- ①旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除する場合は、お客様の権利放棄とみなす、一切の払い戻しをいたしません。
- ②旅行開始後において、お客様のご都合により途次で旅行契約を解除する場合は、お客様は取消料を支払うことを約束する契約を解除することができるようになります。この場合において、当社は、旅行代金のうちお支払いが当該受取することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。
13. 当社による旅行契約の解除
- (1) 旅行開始前
- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- ア お客様が、当社があらかじめ明示した性別・年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになつたとき。
- イ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げ妨害するおそれがあると認められるとき。

